

税の申告

今年は郵送・インターネットでの申告を推奨します

市・県民税の申告や、所得税の申告が必要な人は、期間内に手続きを済ませてください。
所得税の還付申告は、2月16日(火)以前でも草津税務署に提出できます。
※文中の「所得税の(確定)申告」は「所得税及び復興特別所得税の(確定)申告」のことです

問 税務課 市民税係(1階) ☎561・2309、FAX 561・2479
草津税務署 個人課税部門(大路二) ☎562・1315(自動音声案内)

あなたは必要? 市・県民税の申告

スタートから↓の方向に進んでください

スタート
start



1月1日時点で、
草津市に住所が
ありましたか?

はい
Yes

いいえ
No

前年中、
収入がありましたか?



はい
Yes

いいえ
No

所得税の
確定申告を
しますか?

はい
Yes

いいえ
No

市内に住所がある人の配偶者
控除か扶養控除、扶養親族
(年少)の対象ですか?
(所得欄に0と書かれた税の証明書が必
要な人は、前年中、収入がなく扶養に入っ
ていても、申告が必要です)

はい
Yes

いいえ
No

1月1日居住の市町村へご確認ください
(草津市への申告は必要ありません)

給与所得や、公的年金などに係る
雑所得以外の所得がありますか?



はい
Yes

いいえ
No

次のいずれかに当てはまりますか?
(一つでも当てはまったら「はい」へ)

- ・国民健康保険に入っている人と、その世帯主
- ・後期高齢者医療制度に入っている人と、その世帯主
- ・国民年金保険料の免除を希望する人と、その配偶者・世帯主
- ・昭和32年4月1日以前に生まれた人(介護保険料の算定のため)
- ・介護認定を受けている40〜64歳の人
- ・児童扶養手当の受給資格がある人
- ・障害者福祉サービスを利用する人
- ・税の証明書が必要な人
- ・市外に住所がある親族に扶養されている人
- ・誰の扶養も受けていない人

市・県民税の算定において、源
泉徴収票に載っていない生命保
険料や、社会保険料の控除など
を受けますか?

いいえ
No

はい
Yes

市・県民税の申告は必要ありません

市・県民税の
申告が必要です

申告しないと、国民健康保険税や後期
高齢者(長寿)医療保険料の減額認定が
受けられないなど、さまざまな施策が
行き届かない場合があります。



インターネットで申告書を簡単作成

インターネットなら自宅で簡単に申告書を作成できます。待ち時
間不要であり、コロナ感染拡大のリスクを減らすことができますので、
可能な限りインターネットで作成し、郵送での申告をお願いします。



【所得税(確定申告)】

国税庁ホームページで
所得税確定申告書を作成



イータックス
e-Taxで電子申告か
草津税務署に郵送

【市・県民税】

市ホームページ
税額シミュレーションシステムで
市民税・県民税申告書を作成
(トップページ→暮らし・手続き→税金→
市県民税→個人の市県民税→申告の関係)



草津市役所
税務課市民税係に郵送

新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力をお願いします

市・県民税や所得税の申告は8ページ

市役所で申告書の作成・相談を希望する場合

1. マスクの着用をお願いします
2. 来庁当日、発熱がある場合は、来庁を控えてください。
また、会場への入場者全員に検温を実施します
3. 会場に設置している消毒液で、手指の消毒をお願いします
4. 密集や密接を避けるため、待合室の席に限りがあります(40席程度)。そのため、会
場入口にてあらかじめ、相談開始予定時刻をお知らせします。待合室への入室は、
その1時間前からとしますので、ご了承ください
5. 体調の悪い人(発熱や咳などの症状のある人)などは、相談をお断りしますので、
ご了承ください



草津税務署で申告書の作成・相談を希望する場合

1. 会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配布状況に応じて、早め
に相談受付を終了する場合があります
2. マスクの着用をお願いします。マスクの着用がない場合、入場をお断りする場合が
あります
3. 会場内に筆記用具は用意していません。ボールペンなどの筆記用具や計算器具を持
参してください

